



刑法の改正の概要

令和4年7月19日
弁護士 河野 大悟
kawano_d@clo.gr.jp

第1 はじめに

令和4年6月13日、改正刑法が成立し、同年7月7日より、その一部が施行されております。当該改正法では、刑の執行猶予制度の拡充や、「拘禁刑」の創設、侮辱罪の法定刑の引き上げなど、重要な改正点が生じています。

そこで、簡単ではございますが、改正刑法のうち、社会的関心が高いと思われる事項の概要をご紹介します。

第2 改正の概要

1 「拘禁刑」の創設（令和7年頃施行予定）

現在、刑法9条により定められている、「懲役」と「禁固」という2種類の刑罰を一本化し、「拘禁刑」が創設されることが決まりました。

この改正の理由としては、「刑事施設における受刑者の処遇のより一層の拡充を図る」ことが挙げられています¹。

懲役刑と禁固刑の違いは、刑事施設収容中の刑務作業が義務として課されているか否かという点ですが、従来から、禁固刑となったほとんどの人が、受刑生活中にメリハリを求める意味や、作業報奨金を求めて、任意で刑務作業を行うことを申し出ていました。

こうした状況は、懲役刑と禁固刑が、刑の執行において実質的に変わらず、量刑を分けた意味が薄れていることを示していると言えます。

今回の改正により、刑務作業は義務ではなくなり、受刑者に対しては、その特性に応じて矯正のため相応しい処遇が下されることとなります。

2 侮辱罪（刑法231条）の法定刑の引き上げ（令和4年7月7日施行）

（1）改正内容

これまで、侮辱罪の法定刑は「拘留又は科料」とされていましたが、改正によ

¹ <https://www.moj.go.jp/content/001368429.pdf>

り「一年以下の懲役若しくは禁固若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられました。

法定刑の引き上げに伴い、従前と比べて以下の4点のような違いが生じます。

- (1) 教唆犯及び幫助犯について、これまでは、処罰することができませんでしたが（刑法64条）、法定刑の引上げに伴い、その制限がなくなります。
- (2) 公訴時効期間について、これまでは1年でしたが、法定刑の引上げに伴い、3年となります（刑事訴訟法250条2項6号・7号）。
- (3) 逮捕状による逮捕について、これまでは、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由なく出頭の求めに応じない場合に限り逮捕することができましたが（刑事訴訟法199条1項ただし書）、法定刑の引上げに伴い、その制限がなくなります。
- (4) 現行犯逮捕について、これまでは、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合に限り現行犯逮捕をすることができましたが（刑事訴訟法217条）、法定刑の引上げに伴い、その制限がなくなります。

この改正の理由としては、「近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法的刑を引き上げる必要がある」ことが挙げられています。近時、インターネット上において、誹謗中傷を内容とする書き込みを行う事案が少なからず見受けられ、このような誹謗中傷は、容易に拡散する一方で、インターネット上から完全に削除することが極めて困難となるし、匿名性の高い環境で誹謗中傷が行われる上、タイムライン式のSNSでは、先行する書き込みを受けて次々と書き込みがなされることから、過激な内容を書き込むことへの心理的抑制力が低下し、その内容が非常に先鋭化することとなると指摘されていました。インターネット上の誹謗中傷は、このような特徴を有することから、他人の名誉を侵害する程度が大きいなどとして、重大な社会問題となっている一方で、他人に対する誹謗中傷はインターネット以外の方法によるものも散見されるところであり、これらによる名誉侵害の程度にも大きいものがあると指摘されていました。こうした誹謗中傷が行われた場合、刑法の名誉毀損罪又は侮辱罪に該当し得ることになりますが、侮辱罪の法定刑は、刑法の罪の中で最も軽い「拘留（1日以上30日未満、刑事施設に拘置する刑）又は科料（1,000円以上1万円未満の金銭を支払う刑）」とされていました。こうした現状を受け、インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題化していることを契機として、誹謗中傷全般に対する非難が高まるとともに、こうした誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識も高まっていることに鑑み、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これ

を抑止するとともに、悪質な侮辱行為に厳正に対処するため、名誉毀損罪に準じた法定刑に引き上げることとされるに至ったというものです。

(2) 改正に伴う懸念点

侮辱罪の法定刑引き上げにより、政治上の批判などの民主主義において必要な表現が躊躇されるといった、表現の自由に対する抑制が懸念されています。

確かに、今回の改正では、侮辱罪の成立する範囲は変更されていないものの、上記の通り、時効期間が延長され捜査が容易になったことや、法的刑が引き上げられたことで処罰を恐れ、表現を自重する人が出てくることが予測されることから、表現の自由への一定の制限が生じます。

もともと、法務省でも、上記のような懸念を受け、ホームページ上に侮辱罪の法定刑引き上げに関する Q&A を公表して改正内容の慎重な説明を行っています²。具体的には、今回の改正は、侮辱罪の法定刑を引き上げるのみであり、侮辱罪が成立する範囲は全く変わらず、これまで侮辱罪で処罰できなかった行為を処罰できるようになるものではないこと、侮辱罪の要件に当たったとしても、公正な論評といった正当な表現行為については、刑法35条の正当行為として処罰されないことなどを明らかにしています。

加えて、改正による影響が大きい現行犯逮捕の可否等に関して、政府は統一見解を公表し、これを受けて警察庁は全国の都道府県警察等に対し、改正に伴う関係規程の適切な運用等についての通達を公表しています³。これらの中で、侮辱罪による現行犯逮捕については表現の自由の重要性に配慮しつつ、慎重な運用がなされることとしているほか、現行犯逮捕の要件には、逮捕時に、処罰対象となりうる表現行為が正当行為として適法とならないことが明白であることも必要であるが、そのような場合は実際上想定されないため、事実上、侮辱罪を理由に現行犯逮捕を行うことは想定されていないことを明らかにしています。

また、今回の改正の付帯決議により、3年経過後には、侮辱罪への厳格な対処がなされることにより、自由な表現が妨げられることが無いよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設について検討することも求められています⁴。

(3) その他の改正

今回の改正では、刑法のほかにも、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」や、「更生保護法」、「更生保護事業法」と言った、刑事処罰を受けた

² https://www.moj.go.jp/keijij1/keijij12_00194.html

³ <https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji/souichi/souichi02/r040617souichi82ok.pdf>

⁴ <https://www.moj.go.jp/content/001374716.pdf>

人々の更生を図る制度などにも重要な改正がなされております。

第3 終わりに

刑法改正の概要についてご紹介いたしました。ご紹介した内容については、全ての改正点を網羅しているものではないことにご留意ください。

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

[\(clo_mlstop@clo.gr.jp\)](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp)